

仙台市介護保険事業計画のあり方について

－ 答 申 案 －

平成 3 0 年 2 月

仙台市介護保険審議会

はじめに

総人口が長期の減少過程に入中、高齢者人口は増加傾向にあります。それに伴い、要介護高齢者、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加しており、早急な対応が求められています。

増大する介護サービスのニーズに対応しつつ、社会保障制度の持続可能性を高くしていくため、昨年5月の「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」の成立により、今後、保険者機能の強化等の取組の推進、費用負担の見直しをはじめとした介護保険制度改正が行われることになっております。

このような状況において、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるため、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムが求められています。

本市においても、昨年10月時点での高齢化率が22.9%となるなど高齢化が進展しており、以上のような高齢者を取り巻く課題に的確に対応していかなければならない状況となっております。

仙台市介護保険審議会では、仙台市からの諮問を受け、仙台市における介護保険の事業運営が真に高齢者の自立支援に資するものとなるよう、第7期仙台市介護保険事業計画のあり方について、各委員が幅広い視点から多くの議論を重ね、このたび答申として取りまとめました。

この答申の趣旨を踏まえ、これまでの取り組みを基礎としながら、仙台市における地域包括ケアシステムの実現を目指した第7期仙台市介護保険事業計画を策定するとともに、第7期計画期間をその実現に向けた重要な期間ととらえ、関係部局や関係団体等との緊密な連携を図りながら取り組みを進め、引き続き介護保険事業の円滑かつ安定的な運営を行っていただくよう希望いたします。

平成30年2月 日

仙台市介護保険審議会

会 長 辻 一 郎

目 次

1	計画の策定にあたって	1
2	基本目標・施策の柱について	2
3	高齢者保健福祉施策の推進について	3
	(1)健康と元気でいられる環境づくりについて	3
	(2)知識・経験や能力を生かして活躍し続けられる機会の充実について	3
	(3)必要な支援を得ながら自立した生活を続けられる体制づくりについて	3
	(4)地域の資源やつながり、専門職の連携を生かした地域の支え合いの支援 について	3
	(5)認知症の人が安心して暮らせるまちづくりについて	4
	(6)介護サービス基盤の整備について	4
	(7)高度化する介護ニーズへ対応できる人材の確保について	4
4	介護保険事業の円滑な運営に関する方策について	4
	(1)保険料段階の設定について	4
	(2)サービスの質の確保と保険給付費の適正化について	4
	附属資料	5

1 計画の策定にあたって

我が国では、高齢化が急速に進展しており、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合は3割に近づいている。本市においては、高齢化率は全国平均より低いものの65歳以上の高齢者、特に75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、要介護等認定者が増加しており、この傾向は当面続く状況となっている。

このような中、国においては、地域包括ケアシステムの深化・推進と介護保険制度の持続可能性を確保する観点に基づく介護保険制度改正を今般、順次行うこととしている。

仙台市ではこれまで、「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、高齢者保健福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営に努めてきたが、第7期計画期間（平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）においては、今年度中に策定する第7期計画に基づき、今般の制度改正の影響を把握しつつ、2025年を見据えた地域包括ケアシステム構築のため、必要な施策について関係者とともに十分検討し、市民への説明責任を果たしながら、実施に移していく必要がある。

2 基本目標・施策の柱について

この計画では、高齢者保健福祉施策の推進のため、以下のとおり基本目標を掲げるとともに、「3つの基本的な方向」のもと「7つの施策」を設定し、基本目標の実現に取り組むべきであると考えている。

（基本目標）

高齢者がその尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、社会を支え続けるとともに、支援が必要になっても地域で安心して暮らすことができる社会の実現を目指します

（3つの基本的な方向と7つの施策）

【方向1】健康で生きがいを感じながら活躍し続けられるために

（施策1）健康と元気でいられる環境づくり

（施策2）知識・経験や能力を生かして活躍し続けられる機会の充実

【方向2】住み慣れた地域で暮らし続けることができるために

（施策3）必要な支援を得ながら自立した生活を続けられる体制づくり

（施策4）地域の資源やつながり、専門職の連携を生かした地域の支え合いの支援

（施策5）認知症の人が安心して暮らせるまちづくり

【方向3】介護サービス基盤が充実し、それを支える人材が確保されるために

（施策6）介護サービス基盤の整備

（施策7）高度化する介護ニーズへ対応できる人材の確保

3 高齢者保健福祉施策の推進について

(1) 健康と元気でいられる環境づくりについて

- ・誰もがいつまでも健康で元気に活躍し続けられるよう、一人ひとりの介護予防・健康づくりの取り組みについて、「からだの健康づくり」と「こころの健康づくり」の両面から推進することが必要である。
- ・高齢者が地域の身近なところで介護予防・健康づくりに取り組むための環境づくりを推進するために、地域における担い手の育成、活動の場や機会の確保を進めることが必要である。

(2) 知識・経験や能力を生かして活躍し続けられる機会の充実について

- ・多様化する高齢者の価値観や状況を踏まえ、多彩な学びの場の提供や就労の機会の確保、ボランティア活動など、高齢者の活動機会の充実が必要である。
- ・高齢者が知識・経験や能力を生かし、社会を支える一員として活躍できるよう、社会参加活動の促進につながるための取り組みを進めることが必要である。

(3) 必要な支援を得ながら自立した生活を続けられる体制づくりについて

- ・高齢者や家族からの介護・福祉・健康・医療などさまざまな相談に対応する体制を整えるとともに、一人ひとりの状況に応じて、介護保険サービスのほか在宅生活を支える多様なサービスを提供し、在宅で自立した生活が続けられるよう支援することが必要である。
- ・高齢者を在宅で介護する家族等に対し、介護の知識や技術を学べる研修会や相談会、交流会など、安心して在宅生活を継続できるための支援を進める必要がある。

(4) 地域の資源やつながり、専門職の連携を生かした地域の支え合いの支援について

- ・高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続することができるよう、地域における支え合いの機運醸成や、地域の資源やつながりを生かした支え合いの活動の担い手育成や活動の充実に向けた支援を進めることが必要である。
- ・医療、介護に関わる専門職等が連携を深め、高齢者の在宅生活をさまざまな側面から支える体制整備のため、地域における多職種連携の取り組みを支援することが必要である。
- ・高齢者が在宅で暮らし続けられるために、個別課題の解決が図られるよう、地域ケア会議を通して、医療職、介護職、行政機関等の他職種の「顔の見える関係づくり」や、支援の担い手などの地域資源の創出が必要である。
- ・高齢化の進展に伴い、地域包括支援センターの役割もますます大きくなる中、センターが適切に業務を行えるよう、支援の充実が必要である。

(5) 認知症の人が安心して暮らせるまちづくりについて

- ・ 認知症の正しい知識や対応方法の啓発、相談窓口の充実・強化を図るとともに、認知症の人や家族がさまざまな事業に参画・提言できる仕組みを作る必要がある。
- ・ 認知症の人と家族への支援において重要な役割を担う医療・介護・福祉の関係機関の連携を強化するなど、支援体制の充実を図る必要がある。
- ・ 認知症の人や家族の視点に立った見守りや関わり合いなど、地域における支え合いを充実させる必要がある。

(6) 介護サービス基盤の整備について

- ・ 入居系サービスについては、入所希望者等の状況を的確に把握し、計画的に整備することが必要である。また、その際には介護人材の確保や介護サービスの整備状況、施設の地域バランス等を踏まえて行っていく必要がある。
- ・ 小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについては、高齢者が適切な介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、日常生活圏域ごとに整備を進めていく必要がある。

(7) 高度化する介護ニーズへ対応できる人材の確保について

- ・ 介護人材確保のための取り組みについて、関係機関や団体などと連携し、積極的な人材確保の支援や質の高いサービスを提供できる人材の育成支援を進めていく必要がある。
- ・ ICTの活用支援など、介護従事者の負担軽減策の取り組みを進める必要がある。

4 介護保険事業の円滑な運営に関する方策について

(1) 保険料段階の設定について

- ・ 制度開始以降、保険料は上昇が続いており、特に所得の低い層での保険料負担感が大きくなっていることから、所得の低い層の負担を軽減するため、保険料段階については、より負担能力を反映した仕組みについて検討すべきである。

(2) サービスの質の確保と保険給付費の適正化について

- ・ 介護保険制度の信頼を高め、持続可能性を確保していくため、利用者に対する適切な介護サービスの確保や給付状況の点検などの適正化に向けた取組を引き続き進めていく必要がある。

附 属 资 料

仙台市介護保険審議会委員名簿

会 長	辻 一 郎	東北大学大学院医学系研究科教授
副会長	小笠原 サキ子	東北福祉大学教授
委 員	安孫子 雅浩	仙台市議会議員（平成27年8月まで）
〃	阿 部 一 彦	（社福）仙台市障害者福祉協会会長
〃	五十嵐 講一	被保険者代表
〃	板 橋 純 子	（一社）宮城県社会福祉士会研修委員
〃	井 野 一 弘	仙台弁護士会
〃	大 内 修 道	仙台市民生委員児童委員協議会副会長
〃	岡 本 あき子	仙台市議会議員（平成27年9月から平成29年10月まで）
〃	草 刈 拓	宮城県ケアマネジャー協会仙台支部支部長
〃	小 坂 浩 之	（一社）仙台市薬剤師会常務理事
〃	駒 井 伸 也	（一社）仙台歯科医師会常務理事
〃	佐 藤 功 子	（公社）宮城県看護協会会員、若林訪問看護ステーション所長
〃	鈴 木 峻	仙台市老人福祉施設協議会副会長
〃	鈴 木 久 雄	被保険者代表
〃	田 口 美 之	仙台介護サービスネットワーク事務局長
〃	出 口 香	被保険者代表
〃	土 井 勝 幸	宮城県老人保健施設連絡協議会理事
〃	長 野 正 裕	（一社）仙台市医師会理事
〃	橋 本 啓 一	仙台市議会議員（平成29年10月から）
〃	森 高 広	被保険者代表
〃	若 生 栄 子	（公社）認知症の人と家族の会宮城県支部副代表

（敬称略、委員は五十音順）

仙台市介護保険審議会審議経過

開催日		主な議題
第1回	平成27年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出 ・仙台市介護保険審議会の概要等について ・地域密着型サービス運営委員会及び地域包括支援センター運営委員会委員の指定 ・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要について ・介護保険の実施状況について ・地域密着型サービス運営委員会（第5期第12回及び第1回会議）について ・地域包括支援センター運営委員会（第1回会議）について
第2回	平成28年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度当初予算の概要について ・新しい総合事業について ・地域密着型サービス運営委員会（第2回及び第3回会議）について ・地域包括支援センター運営委員会（第2回～第4回会議）について
第3回	平成28年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の実施状況（平成27年度決算見込み）について ・仙台市「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」について ・地域密着型サービス運営委員会（第4回会議）について
第4回	平成28年8月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」修正案と「介護予防・生活支援サービス事業」の基準、報酬等（案）に対する市民意見募集（パブリックコメント）の実施について ・第7期仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査の実施について ・地域密着型サービス運営委員会（第5回会議）について ・地域包括支援センター運営委員会（第5回会議）について
第5回	平成28年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護予防・生活支援サービス事業」の基準や報酬等（案）の市民意見募集（パブリックコメント）の結果と「介護予防・生活支援サービス事業」の基準や報酬等（案）について ・仙台市「介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）」のスケジュールについて ・第7期仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査（要介護者等調査）の実施について ・住民主体による訪問・通所型生活支援モデル事業の実施について ・地域密着型サービス運営委員会（第6回会議）について

開催日		主な議題
第6回	平成29年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・地域密着型サービス運営委員会（第7回会議）について ・地域包括支援センター運営委員会（第6回及び第7回会議）について
第7回	平成29年6月7日※	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について ・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定のための実態調査報告について ・本市の高齢化の状況等について ・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の主要事業取り組みについて ・本市における今後の高齢者保健福祉施策の方向性について ・地域密着型サービス運営委員会（第8回会議）について
第8回	平成29年7月19日※	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の基本目標と施策の体系（案）について ・高齢者保健福祉施策の推進（各論）について ・地域密着型サービス運営委員会（第9回会議）について ・地域包括支援センター運営委員会（第8回会議）について
第9回	平成29年8月30日※	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉施策の推進（各論）について
第10回	平成29年9月13日※	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉施策の推進（各論）について
第11回	平成29年10月25日※	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉施策の推進（各論）について ・地域密着型サービス運営委員会（第10回会議）について
第12回	平成29年11月8日※	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中間案について ・パブリックコメントの実施について ・地域包括支援センター運営委員会（第9回会議）について
第13回	平成30年2月7日※	<p>【合同委員会開催分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 中間案に係るパブリックコメント等の実施状況について ・仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について ・地域密着型サービス運営委員会（第11回会議）について ・地域包括支援センター運営委員会（第10回会議）について <hr/> <p>【介護保険審議会単独開催分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市介護保険事業計画のあり方（答申案）について

※は仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会との合同開催

仙台市介護保険条例（抜粋）

平成一二年三月一七日
仙台市条例第四号

目次

- 第一章 総則（第一条・第一条の二）
- 第二章 介護認定審査会（第二条）
- 第三章 事業者及び施設（第二条の二―第二条の十四）
- 第四章 保険料（第三条―第十一条）
- 第五章 介護保険審議会（第十二条）
- 第六章 雑則（第十三条―第十八条）
- 附則

第五章 介護保険審議会

第十二条 介護保険事業の運営に関し必要な事項について調査審議するため、仙台市介護保険審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - 一 仙台市介護保険事業計画の策定、変更及び進行状況に関する事項
 - 二 前号に定めるもののほか、介護保険事業の円滑な運営のために必要な事項
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員二十人以内をもって組織する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - 一 被保険者
 - 二 学識経験者
 - 三 保健医療又は福祉の関係者
 - 四 介護保険事業に関連する事業者
 - 五 その他市長が適当と認める者
- 6 前項の委員のうち、被保険者のうちから委嘱する委員については、公募するものとする。
- 7 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。
- 9 特別の事項について調査審議するため、市長が必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 10 第四項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。